

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り ×

3月1日発行
Vol.585

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

東日本大震災 黙祷及び献花

東日本大震災から12年を迎える3月11日(土)に、亡くなられた方々の鎮魂と、被災地の復興を願い、地震発生時刻の午後2時46分に合わせて黙とうを捧げ、献花を行います。

なお、新型コロナウイルス感染症対策をとって開催しますので、ご協力をお願いします。

- とき **3月11日(土)** 午後2時45分～3時
- ところ **総合福祉センター** 1階ロビー
- 主催 三条市
- 参加予定者 市内の避難者、三条市民ほか

目次

- 「みなみそうまトピックス」から
 - ・三世代交流事業(もちつき大会) 2
- 被災自治体News
 - 南相馬市 3
 - 浪江町 8
 - 双葉町 14
 - 福島県 18
- 東京電力ホールディングス
 - ・個人さまに対する請求書類「生命・身体的損害に係る賠償」の発送について 20



(令和4年の様子)



令和四年三月十一日
東日本大震災
黙祷及び献花

2/19 日

三世代交流事業（もちつき大会）

2月19日、高平生涯学習センターで3年ぶりとなる三世代交流事業もちつき大会を開催し、地元の市民やボランティアなど約80人が参加しました。

当日は、参加者によるもちつきや作ったもちを使った「いなほ飾り」作りなどが行われました。子どもたちは、保護者の助けを借りながら、赤、白、緑色のもちをヤナギの枝につけて、上手に飾りを作っていました。





南相馬市からのお知らせ

旧金房小学校・旧金房幼稚園施設見学会の開催について

3月1日HP更新

市では、解体を予定している旧金房小学校および旧金房幼稚園の施設見学会として、校舎および園舎を一般開放します。

事前予約は不要ですので、見学を希望される方は、当日、受付で申し込みください。

日時

3月21日（火）～25日（土） 午前10時～午後3時

注意 時間外は防犯のため立ち入りできません。

場所

旧金房小学校・旧金房幼稚園（南相馬市小高区飯崎字北原61-1）

駐車場所



その他

- 事前予約等は不要です。直接小学校へご来校ください。
- 中央の正面玄関で受け付けをお願いします。
- 発熱やせきなど体調が優れない場合はお控え願います。

問い合わせ

市民生活部 市民課 保険年金係

TEL 0244-24-5233

東日本大震災に係る国民健康保険の一部負担金の免除期間について

2月27日HP更新

東日本大震災に係る一部負担金の免除期間については、下記のとおりです。
医療機関を利用するときには忘れずに提示してください。

対象区分（世帯主で判定）	有効期限
(1) 避難指示が継続中の帰還困難区域等の方	令和6年2月29日まで
(2) 令和4年度中に避難指示が解除された 旧帰還困難区域の方・ 旧居住制限区域の方・ 旧避難指示解除準備区域の方	令和5年9月30日まで ◆令和5年10月1日～令和6年2月29日までの免除については、同じ世帯の国保加入者全員の令和4年中の所得 注1 の合計が600万円を超える上位所得層の世帯は、免除対象外となります。
(3) 令和3年度以前に避難指示が解除された 旧居住制限区域の方・ 旧避難指示解除準備区域の方	令和5年7月31日まで 同じ世帯の国保加入者全員の令和3年中の所得 注1 の合計が600万円を超える上位所得層の世帯は、免除対象外となります。
(4) 旧緊急時避難準備区域の方 (5) 旧特定避難勧奨地点の方	◆令和5年8月1日～令和6年2月29日の免除については、同じ世帯の国保加入者全員の令和4年中の所得 注1 の合計が600万円を超える上位所得層の世帯は、免除対象外となります。
(6) 避難指示等対象地域以外の方 および(3)～(5)の上位所得層で免除対象外となった方で、震災により被災された方 (震災による住宅の全半壊など)	令和6年3月31日まで

注1 所得：国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等

- ※ 世帯内の国民健康保険加入者の増加や世帯主の変更、所得の変更によって、一部負担金等の免除措置の対象から外れる場合があります。
- ※ 避難指示が解除された区域の方で、国民健康保険加入世帯員の中に、税の申告が済んでいないなどの理由で所得の確認ができない方がいる場合は、一部負担金等免除証明書を交付できませんので、ご注意ください。
- ※ 次の自己負担額の免除は、「平成24年2月29日まで」で終了しています。
入院時の食事療養と、生活療養に係る標準負担額の免除柔道整復師や、あん摩、マッサージ師、指圧師、はり師、きゅう師による施術など

次ページへ続きます 

■お手元の保険証をご確認ください。

一部負担金免除期間延長となるのは、南相馬市の国民健康保険に加入している方のみです。

職場の健康保険証を使っている方は、職場の保険担当者の方か、保険証に記載されている健康保険組合などにお問い合わせください。



問い合わせ

市民生活部 市民課 保険年金係

TEL 0244-24-5233



みなみそうまチャンネル

南相馬市



電話でのお問合せ
TEL:0244-26-5663

<http://www.minamisoma.tv/channel/>



今週の番組

※パソコン視聴

番組内容 [2/24~3/3]

- 毎時00分~ オープニング&今週の番組
- 02分~ 生涯学習チャンネル 「簡単牡蠣ご飯」の作り方
- 12分~ 令和4年度南相馬市消防団秋季防火パレード
鹿島区団遠距離中継送水訓練
- 25分~ 令和4年度 南相馬市金婚祝賀会
- 35分~ 月刊 図書館通信 3月号
- 41分~ お家でできる軽体操 ~肩こり予防編~
- 45分~ 南相馬見聞録 曹洞宗 同慶寺
- 50分~ 空はつながっている 空から見る南相馬市
- 53分~ 防災メールの登録方法
- 58分~ リクエストアワーのお知らせ



出産・子育て応援給付金

3月1日HP更新

市では、国の交付金を活用し、すべての妊婦や子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、さまざまなニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型支援を充実させるとともに、妊娠届出を行った妊婦や出生届出を行った養育者に対し「出産・子育て応援給付金」を支給します。

事業開始日：令和5年3月1日

注意 令和4年4月1日から令和5年2月28日までの間に出産した方や令和5年2月28日時点で妊娠中の方も対象となります。（遡及支給）

伴走型相談支援

妊娠期（妊娠届出時）、妊娠後期（妊娠8カ月頃）および出産期（出生届出後）において、保健師等が、妊婦や産婦に面談やアンケートを行い、妊娠期から子育て期にわたる応援プランの作成やさまざまなニーズに即した支援につなぐための相談および情報発信を実施します。

経済的支援（出産応援給付金・子育て応援給付金）

妊娠期から子育て期における負担軽減を図る経済的支援（出産応援給付金・子育て応援給付金の支給）を行います。

給付金の種類および給付金額

- 出産応援給付金 1回の妊娠届出につき5万円
- 子育て応援給付金 子ども1人につき5万円（双子の場合は10万円）

出産応援給付金

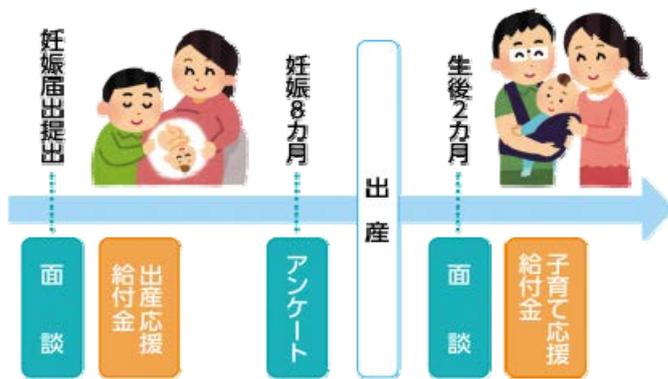
- 対象者
令和5年3月1日以降に妊娠届を提出する方
- 申請方法
妊娠届出時の保健師との面談後にご案内します。

子育て応援給付金

- 対象者
令和5年3月1日以降に出生した子を養育する方
- 申請方法
保健師による生後2カ月頃の面談後にご案内します。

次ページへ続きます 

給付金支給までの流れ



原発事故による避難で、居住する市町村に住民票がない場合、避難先の市町村で面談などを実施し、給付金を受け取ることができます。
詳しくは避難先の市町村にご確認ください。

出産応援給付金・子育て応援給付金（遡及支給分）

■出産応援給付金対象者

- (1) 令和4年4月1日～令和5年2月28日の間に妊娠届出をした妊婦
- (2) 令和4年4月1日～令和5年2月28日の間に出産した方（産婦）

■子育て応援給付金対象者

令和4年4月1日～令和5年2月28日の間に出産したお子さんを養育している方

申請方法

3月上旬ごろに案内および申請書を郵送します。下記の(1)～(3)の書類を揃えて申請してください。

【提出書類】

- (1) 出産応援給付金申請書・子育て応援給付金申請書
- (2) 本人確認書類（免許証・マイナンバーカード等の写し）
- (3) 振込口座のわかるもの（通帳またはキャッシュカードの写し）

注意 令和5年1月1日～2月28日の間に出産した方は、生後2カ月頃の面談後に給付金申請のご案内をします。

申請期限（遡及支給分）

3月31日（金）

注意 やむを得ない理由により期限までに申請ができない場合はご相談ください。

【申請・問い合わせ先】

こども未来部 こども家庭課 子育て支援係
〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27番地（東庁舎1階）
TEL 0244-24-5215



浪江町からのお知らせ

医療費一部負担金等の免除延長のお知らせ

2月24日HP更新

国民健康保険および後期高齢者医療保険の医療費一部負担金の免除期間が令和5年7月31日まで延長されます。

3月1日以降に医療機関を受診する場合は保険証と一緒に必ず提示してください。

- 国民健康保険の免除証明書・・・オレンジ色のカード型
- 後期高齢者医療保険の免除証明書・・・ピンク色のA4サイズ

対象者および免除期間

対象者	免除期間
避難指示が継続中の帰還困難区域等の方	令和5年3月1日から令和5年7月31日
旧居住制限区域の方 旧避難指示解除準備区域の方 旧緊急時避難準備区域の方 旧特定避難勧奨地点の方	令和5年3月1日から令和5年7月31日 (国民健康保険) 同じ世帯の国民健康保険加入者全員の令和3年中の基礎控除後の所得合計額が600万円を超える世帯は 免除対象外 となります。 (※1) (後期高齢者医療保険) 同じ世帯の後期高齢者医療保険加入者全員の令和3年中の基礎控除後の所得合計額が600万円を超える世帯は 免除対象外 となります。

(※1)

世帯内に未申告者がいる場合、所得確認ができないため、免除対象外となります。

ただし、公的年金、給与支払報告書が提出されていて、その他に所得のない方は申告の必要はありません。詳しくは、広報なみえ2月号の12ページの上段「町・県民税の申告が必要な人の目安」をご確認ください。

- 免除期間内であっても、世帯内の被保険者の増加や減少、世帯主の変更、所得の変更などにより、免除対象や免除対象外となる場合があります。
- 震災後に浪江町に転入された方で、他市町村で免除を受けていた場合は、浪江町でも免除の対象となる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

次ページへ続きます

【注意事項】

- 国民健康保険および後期高齢者医療保険以外の健康保険に加入している方の一部負担金免除の申請などに関しては、勤務先の健康保険担当者、または現在お持ちの保険証に書かれている保険者にお問い合わせください。

浪江町国民健康保険以外の健康保険に加入している方

国民健康保険以外の健康保険に加入している方は、国民健康保険の保険証および免除証明書は使用できません。

もし浪江町から免除証明書が届いた場合には、国民健康保険脱退の手続きをお願いします。

脱退手続きをしないまま国民健康保険を使用してしまった場合、一部負担金免除分をめた医療費（10割）を返還していただくこととなりますので、必ず脱退の手続きと国民健康保険証および免除証明書の返還をお願いします。

- ▶ 国民健康保険加入・脱退の手続きについて

<https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/6/19912.html>



一部負担金免除証明書を紛失してしまった場合には、再交付の申請をお願いします。

- ▶ 保険証等を紛失したとき

<https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/6/20120307-001.html>



- 入院時食事療養費の標準負担額や、接骨院等を受診した際の療養費一部負担金相当額の免除は、平成24年2月29日で終了していますので、自己負担をお願いします。

問い合わせ**健康保険課 国民年金係****TEL 0240-34-0242**

特定復興再生拠点区域の避難指示解除について

2月22日HP更新

特定復興再生拠点区域に関する住民説明会について

1月30日（月）から2月5日（日）にかけて、県内外7会場で特定復興再生拠点区域に関する住民説明会を開催しました。

町からは、令和5年3月までの避難指示解除を目標としている、特定復興再生拠点区域（室原拠点、末森拠点、津島拠点）内の除染、インフラなどの復旧状況についてご説明し、その後、ご質問、ご意見をいただきましたので、その概要をご報告します。

（主な質疑応答を抜粋し、論点整理、要約しています。）

■参加人数

日にち		会場	参加人数
1月30日（月）	午前	福島市	21
	午後	仙台市	2
2月1日（水）	午前	いわき市	8
	午後	郡山市	13
2月3日（金）	午後	東京都	4
2月5日（日）	午前	二本松市	30
	午後	浪江町	33
計			111

■主な質疑応答

<放射線量・除染について>

【問】避難指示解除の基準が、なぜ20mSvなのか。

【国】避難指示について、国際機関の勧告における防護対策をとるべき線量の幅のなかで最も厳しい値である年間20mSvで実施しています。解除についても同様の年間20mSvとしていますが、政府のワーキンググループにおいて検証した上で設定しています。なお、宅地の平均空間線量率0.50 μ Sv/hは、平成29年の避難指示解除時0.52 μ Sv/hとほぼ同じ水準となっており、除染によって線量が低減していることを確認しております。

<生活環境の整備について>

【問】火災が起きた時に備えて、室原拠点内を確認し、防火水槽や消火栓を設置してほしい。

【町】消火栓や防火水槽の点検を実施するとともに、地域の事情をしっかりと把握し、関係機関と連携した対応を行います。

次ページへ続きます 

<復興への取組について>

【問】山間部にあり、高齢化や生活環境の整備など難しい課題がある。住民帰還への道筋がつけられているか。

【町】歴史や伝統、文化を、何らかの形で責任を持った形で後世に残していきたい強い思いがございます。解除の判断をしたならば、復興に責任を持って続けていこうと考えております。

【国】避難指示解除というのは終わりではなく、復興のスタートだと考えております。仮に避難指示解除をご判断いただいたとしても、復興に向けて町と一緒に全力で取り組んでまいります。

<営農再開について>

【問】実証栽培を行った6品目(※)の他にジャガイモやネギなど、日ごろ食べる作物を植えて育てることはできるのか。

【町】令和3、4年度に、福島県（双葉農業普及所・園芸課）、町、復興組合で協議して選定した室原、末森、津島の拠点区域内それぞれ3カ所（合計9カ所）のほ場において、出荷制限等が出されている野菜の品目から選定した6品目で作付実証を行った結果、全品目で基準値を下回ったことを確認いたしました。この結果を踏まえて、出荷制限等が出されている非結球性葉菜類、結球性葉菜類、アブラナ科の花蕾類、カブ、トウガラシについて、出荷制限等を解除できる見込みと聞いております。なお、ジャガイモなどの出荷制限となっていない品目については、出荷開始前に緊急時モニタリング検査を行うとともに、自家消費食品等の検査を実施してまいります。今後栽培する時には、放射性物質の吸収抑制対策や出荷に際しての放射線検査を準備しておりますので、しっかり安全性を確保した取組を進めてまいります。

※ 6品目：ほうれん草、小松菜、キャベツ、ブロッコリー、カブ、トウガラシ

▶ 説明会資料（浪江町の復興・再生に向けた取組について） [PDF]

https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/life/32591_123780_misc.pdf



▶ 主なご意見・質疑応答 [PDF]

https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/life/32591_123781_misc.pdf



問い合わせ

企画財政課 企画調整係

TEL 0240-34-0240

【福島再生賃貸住宅】津島住宅団地入居者募集

3月1日HP更新

令和5年春の避難指示解除を目標に特定復興再生拠点区域津島拠点内に整備を進めている福島再生賃貸住宅 浪江町営津島住宅団地の入居者を募集します。

※ 福島再生賃貸住宅は、住民の帰還と新規移転者の移転を促進し、地域の再生を活性化させるために国の福島再生加速化交付金を活用して町が整備・供給する公的賃貸住宅です。

受付期間

3月8日(水)～3月24日(金) ※必着

住宅概要

住宅名	住宅概要	間取り	床面積	募集戸数	家賃の目安	入居予定時期
津島住宅団地	木造平屋戸建 オール電化 駐車場2台付 物置付 ペット可	2LDK	82.25㎡ ～ 83㎡	1戸	9,600円 ～ 51,600円	令和5年5月 以降
		3LDK	82.50㎡ ～ 82.75㎡	6戸	9,600円 ～ 51,400円	

※ 家賃とは別に共益費、光熱水費、浄化槽の清掃費がかかります。

※ 入居時に家賃とは別に敷金として家賃の3カ月分を納めていただきます。

※ 当選が決定した後、入居審査時に資格がないと判断した場合は入居できません。

申込資格

政令月収が487,000円を超えない次のいずれかに該当する方

- 平成23年3月11日時点で町内に居住していた方
- 浪江町に移住する方

※ 政令月収＝（所得金額－控除額）÷12カ月

【次のすべての要件を満たす世帯】

- ・自ら居住するために住宅を必要としている。
- ・現在、住宅に困窮している。
- ・市町村の税の滞納がない。
- ・過去に町営住宅に入居していた場合、家賃の滞納がない。
- ・入居者および同居者が暴力団員でない。

次ページへ続きます 

申込方法

津島住宅団地入居者募集の詳細は以下のとおりです。

▶ 申込書（両面印刷） [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/17834.pdf>



▶ 募集案内（概要版） [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/17841.pdf>



▶ 募集要項 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/17836.pdf>



▶ 住宅イメージ図・間取り図 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/17157.pdf>



※ 6、9、10号棟以外の住宅をお申し込みください。

■ 当選後に入居辞退される方は以下の書類を提出してください。

▶ 町営住宅入居辞退届 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/17111.pdf>



ペットについて

すべての住宅でペットの飼育が可能です。

犬、猫、小動物、小鳥などいずれも居室内で飼育可能な大きさ、数とし、近隣などへ迷惑をかけないことが条件となります。

詳細については下記をご確認ください。

▶ 浪江町営住宅等ペット飼育要綱（案） [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/17125.pdf>



住宅位置

浪江町大字下津島字松木山 地内

浪江町役場津島支所の西側に建設されます。

問い合わせ

住宅水道課 住宅係

TEL 0240-34-0232

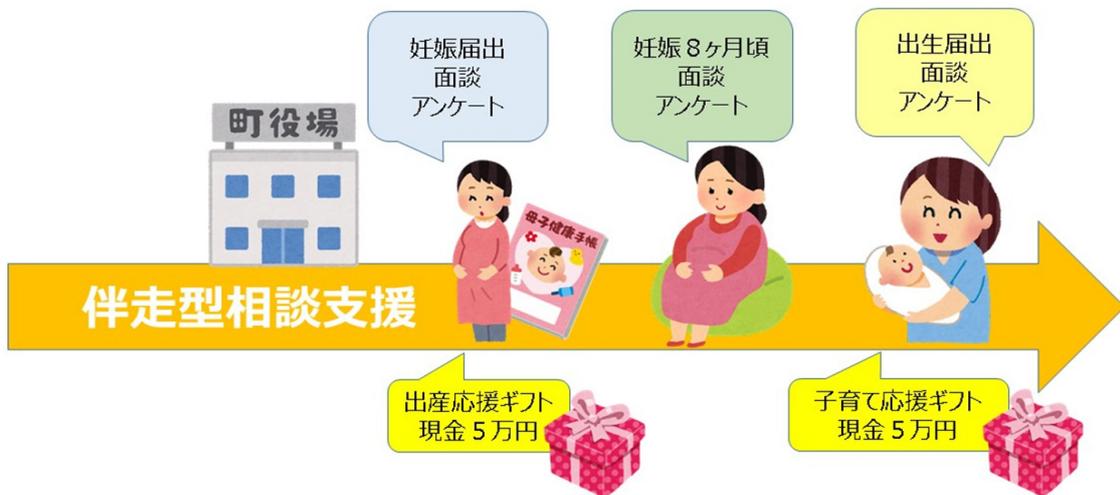


双葉町からのお知らせ

出産・子育て応援給付金（国の出産・子育て応援交付金による事業）

2月24日HP更新

妊娠期から出産・育児期までの妊婦・子育て家庭に寄り添い、保健師等が身近で相談に応じる伴走型相談支援の実施とともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦・子育て家庭に対する経済的支援として、「出産・子育て応援給付金」の支給を行います。本給付金は、事業開始日を令和5年1月4日とし、令和4年4月1日から事業開始日まで妊娠届、出産のあった方は、さかのぼって対象となります。所得制限はありません。



対象者

《遡及支給分》

- ア. 令和4年4月1日から令和5年1月3日までに出産した方
- イ. 令和4年4月1日から令和5年1月3日までに妊娠届出をされ、令和5年1月3日までに出産されていない方

☆ 健康福祉課から個別に案内通知を送付していますのでご確認ください。

なお、イ.に該当する方のうち、福島県外に避難している方で、双葉町から給付金の支給を希望する方は、お問い合わせください。

注意 避難先自治体・双葉町いずれか一方からの支給となります。

次ページへ続きます 

《通常支給分》

- ウ. 令和5年1月4日以降に妊娠届出をされた方
- エ. 令和5年1月4日以降に出産された方

- ☆ 妊娠届出時の面談、アンケートの実施および「出産応援ギフト申請書」の提出
- ☆ 出生届出時の面談、アンケートの実施および「子育て応援ギフト申請書」の提出

- ▶ 出産応援ギフト申請書（様式第3号） [PDF]
<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/14465/03.pdf>



- ▶ 子育て応援ギフト申請書（様式第4号） [PDF]
<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/14465/04.pdf>



給付額

- 出産応援給付金 妊婦1人当たり 現金5万円
- 子育て応援給付金 対象児童1人当たり 現金5万円

申請期限

- 出産応援給付金 妊娠期間内
- 子育て応援給付金 対象児童が3歳に達する前日まで

【参考】

- ▶ 厚生労働省「出産・子育て応援交付金」のホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29323.html



問い合わせ

健康福祉課

TEL 0240-33-0131

令和5年度双葉町奨学生募集のお知らせ

3月1日HP更新

申し込み資格

- 高等学校（高等専門学校を含む）、専修学校、大学、大学院に在学する者または令和5年度入学予定者
※ 職業能力開発促進法に基づく学校等を含む。
- 前項の学校等に入学するまでの間、保護者とともに5年以上住民登録をしていること
- 経済的理由により就学困難と認められること
- 国、県またはほかの団体から同種類の奨学資金の貸与または給与を受けていないこと

貸与期間

在学校の正規の修業期間

貸与額（月額）

- 高等学校（高等専門学校を含む） 15,000円
- 専修学校（修業年限2年以上） 20,000円
- 国、公立大学 35,000円
- 私立大学（短期大学を含む） 40,000円
- 大学院 40,000円

返還の方法

- 卒業月の6カ月後から10年以内に奨学資金の全額を半年賦で返還していただきます。希望により一括返還することもできます。
- 利子は無利子です。

受付期間

4月3日（月）～5月10日（水）

- ※ ただし、家計の急変等により緊急に奨学資金を必要とする場合は、受付期間を過ぎても採用しますので、双葉町教育委員会教育総務課にご相談ください。
- ※ 郵送での受け付けも行います。
- ※ 申し込みを希望される方は、双葉町教育委員会教育総務課において申請書類を交付します。また、申請書類の郵送も行いますので、ご連絡ください。

【申し込み・問い合わせ先】

双葉町教育委員会 教育総務課

〒974-8212 いわき市東田町二丁目19-4

TEL 0246-84-5210

駅西住宅入居者募集（令和5年6月入居）のお知らせ

2月27日HP更新



双葉町では、町に帰還される方や町への移住・転入を希望される方のために、町内に「駅西住宅」の整備を進めています。

次の住宅の再募集を行います。入居を希望される方は、募集のお知らせを確認のうえ申込書を提出してください。

募集する住宅

- 駅西災害公営住宅 1戸（タウンハウス(3DK)）
- 駅西再生賃貸住宅 3戸（戸建(1LDK)・戸建(2LDK)・タウンハウス(3DK)各1戸）

- ▶ 駅西住宅入居者募集のお知らせ [PDF]

https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/14381/yoko_r0506.pdf



申し込み方法

「駅西住宅申込書」に必要事項を記入し、郵送、持参、メールで総務課まで提出してください。

- ▶ 駅西住宅申込書 [Word]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/14381/moshikomi.docx>



- ▶ 駅西住宅申込書（記入例） [PDF]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/14381/kinyurei.pdf>



申込期間

3月1日（水）～3月24日（金）

問い合わせ

総務課

TEL 0240-33-0124

医療費一部負担金等免除期間の延長について

2月27日HP更新

双葉町国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入の方

医療費一部負担金等の免除期間が延長されましたので、新しい免除証明書（有効期限令和5年7月31日）を発送しました。

なお、令和5年8月1日以降の免除証明書については、あらためてお知らせします。

医療機関で一部負担金の免除を受けるためには、窓口で一部負担金等免除証明書の提示が必要です。被災証明書を提示して一部負担金の免除を受けることはできません。

※ 社会保険などの医療保険に加入の方の医療費一部負担金等の免除については、加入の社会保険などの保険者へ直接お問い合わせください。

問い合わせ

健康福祉課

TEL 0240-33-0131



福島県からのお知らせ

原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置について

1月31日HP更新

原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置が、令和6年3月31日まで延長されました。

なお、本無料措置を利用するためには、「母子・父子避難等及び移動経路に係る証明書」が必要です。対象者等を確認の上、避難元の市町村（平成23年3月11日時点で居住していた市町村）へ申請願います。

▶ 原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置（復興庁）
<https://www.reconstruction.go.jp/topics/25412.html>



▶ 原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置（国土交通省）
http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001627.html

次ページへ続きます 

高速道路無料措置を利用されている皆さまへ

- この高速道路無料措置を利用している世帯が、震災前に居住されていた市町村に帰還されて、二重生活が消された場合などは、本高速道路無料措置の対象外となります。（お手元の証明書は破棄してください。）
- 避難しているお子様の生年月日が、原則として、平成17年4月1日～平成26年3月31日の方が対象です。
- 令和5年4月以降、無料措置を利用する場合、令和5年度用の証明書（有効期限：令和6年3月31日までのもの）が必要になりますので、証明書の切り替えをお願いいたします。
- 「有効期限のっていない証明書」または「令和4年度用の証明書（有効期限：令和5年3月31日までのもの）」をお持ちの場合は、令和5年4月以降、無料措置が適用されません。
- 令和5年度用の証明書の発行を希望される方は、避難元の市町村にお問い合わせください。

原発事故による母子避難者等に対する 高速道路無料措置の証明書更新について



- ◆ 本無料措置は、**令和6年3月31日まで延長**（※1）となりました。
- ◆ 令和5年4月1日以降も、引き続き、**本無料措置をご利用いただくためには、証明書の更新手続き**（※2）が必要です。

証明書の更新に必要なお手続きと流れ

【ステップ0】
利用者の皆様から
発行元市町村に
ご連絡

【ステップ1】
発行元市町村にて
利用者の皆様の
利用資格の確認

【ステップ2】
証明書の更新手続
・新証明書の発行
（有効期限：令和
6年3月31日）
・旧証明書の破棄

【ステップ3】
証明書への移行（※3）
旧証明書（有効期限を超過した
もの又は有効期限の記載のない
もの）を料金所で提示いただい
ても、**無料措置は適用されません**
ので、ご注意ください。

（※1）本無料措置の延長は、今国会で関連予算が成立することが前提となります。

（※2）更新手続きの詳細については、本チラシ裏面の**発行元市町村（＝避難元市町村）**にお問い合わせください。

（※3）新しい証明書はお手元に届き次第、ご利用になれます。自家用車等に備え付けてご利用ください。

問い合わせ

避難者支援課

TEL 024-523-4250、4157

個人さまに対する請求書類 「生命・身体的損害に係る賠償」 の発送について

2月24日

東京電力ホールディングス株式会社
福島復興本社

「生命・身体的損害に係る賠償」につきまして、以下の通りご請求の受付を開始させていただきますので、お知らせいたします。請求書類をご希望される方は、大変お手数ですが、末尾に記載の「福島原子力補償相談室（コールセンター）」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

- ご請求対象期間：2022年12月1日から2023年2月28日まで（原則3カ月単位）
- ご請求受付開始：3月1日

なお、当社事故により避難等を余儀なくされたことで、生命・身体的損害による就労不能損害を被られている方につきましては、「生命・身体的損害に係る賠償」にて就労不能損害をご請求くださいますようお願い申し上げます。

問い合わせ

＜原子力事故による損害に対する賠償に関する問い合わせ先＞
福島原子力補償相談室（コールセンター）

☎ 0120-926-404 午前9時～午後7時（月～金（除く休祝日））
午前9時～午後5時（土・日・休祝日）

避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム（避難者名簿）に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- 転居したので住所が変わった（変わる予定である）
- 家族構成が変わった（子が進学などで転出、帰還した家族がいるなど）
- 避難生活が終了した（避難の意思を有しなくなった）

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している 世帯数と人数(2023.3.1現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	14	34
原町区	3	3
南相馬市 計	17	37
浪江町	3	10
双葉町	1	3
郡山市	3	7
合計	24	57

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511